

【対象樹木の考え方】
対象は、児童青少年課が管理する樹木とする。
【作業時の注意点】
原則として作業実施の 1 週間前までに、近隣住民へビラ等により作業日程を周知すること。ただし、近隣住宅がない場合はこの限りでない。 学校敷地又は民地に影響する作業を行う場合は、学校又は民地所有者へ事前に相談すること。畑又は空地の場合は、児童青少年課へ相談すること。 害虫防除及び薬剤使用に当たっては、「公園、街路樹等における病虫害防除に当たっての遵守事項」を遵守すること。

番号	学童クラブ名	所在地	対象樹木
1	第四学童クラブ	府中市白糸台 1 - 5 8 - 4 2、5 9 - 1、2 の一部	児童青少年課管理樹木
2	第五学童クラブ分館	府中市西府町 1 - 6 0 - 3、4 の一部	児童青少年課管理樹木
3	第九学童クラブ	府中市栄町 3 - 7 の一部	児童青少年課管理樹木
4	第十学童クラブ	府中市若松町 4 - 3 2 - 1 3 の一部	児童青少年課管理樹木
5	新町学童クラブ	府中市新町 1 - 2 9 - 1、2 の一部	児童青少年課管理樹木
6	白糸台学童クラブ	府中市白糸台 2 - 1 8 - 3	児童青少年課管理樹木
7	若松学童クラブ	府中市若松町 3 - 3 - 1 2、1 9	児童青少年課管理樹木
8	小柳学童クラブ	府中市小柳町 4 - 4 5	児童青少年課管理樹木
9	南白糸台学童クラブ	府中市押立町 2 - 2 5 - 5	児童青少年課管理樹木
1 0	四谷学童クラブ	府中市四谷 3 - 2 7 4 0 - 4 6	児童青少年課管理樹木